

労働政策審議会 勤労者生活分科会（第 35 回）	参考資料 1
令和 8 年 3 月 26 日	

**令和 8 年度税制改正の大綱（抄）（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）**

- 一 個人所得課税
- 3 金融・証券税制  
（国税・地方税）  
〔拡充等〕
- （4）勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が 40 m<sup>2</sup>以上 50 m<sup>2</sup>未満の住宅の取得又は住宅の増改築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

**参照条文**

○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

（勤労者財産形成貯蓄契約等）

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

2～3 （略）

4 この法律において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。

一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ （略）

ロ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、持家としての住宅の取得又は持家である住宅の増改築等（増築、改築その他の工事で政令で定めるものをいう。）（以下この項において「持家の取得等」という。）のための対価の全部若しくは一部でその持家の取得等の時に支払われるもの（以下この項において「頭金等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ハ～ホ （略）

二・三 （略）

5～9 （略）

○ 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（抄）

（預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等の方法）

第十四条 勤労者が、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を法第六条第四項第一号ロに規定する頭金等その他第十四条の三に定める金銭の支払に充てようとするときは、当該預貯金等及びこれに係る利子等の払出し、譲渡又は償還（以下この条において「払出し等」という。）は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一～三 （略）

2 前項の住宅（持家として取得するものに限る。）に係る床面積、建築後の経過年数その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（法第六条第四項第一号ロの政令で定める工事）

第十四条の二 法第六条第四項第一号ロの政令で定める工事は、次に掲げる工事（当該工事と併せて行う当該工事に係る住宅と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で当該工事に要する費用の額が七十五万円を超えるものであることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものとする。

- 一 増築、改築、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替
- 二 一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住宅その他の用途に供することができるもののうち、その各部分を区分所有する者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（前号に掲げる工事に該当するものを除く。）
  - イ その区分所有する部分の床（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部（以下この号において「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替
  - ロ その区分所有する部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）
  - ハ その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）
- 三 家屋（前号の家屋にあつては、その各部分を区分所有する者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で厚生労働省令で定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（前二号に掲げる工事に該当するものを除く。）
- 四 家屋について行う修繕又は模様替であつて、次に掲げる規定又は基準に適合させ

るもの（前三号に掲げる工事に該当するものを除く。）

イ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定

ロ イに掲げるもののほか、地震に対する安全性に係る基準であつて、厚生労働省令で定めるもの

五 家屋について行う厚生労働省令で定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

六 家屋について行う厚生労働省令で定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

（保険金等の支払の方法）

第十四条の九 勤労者が、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金又は共済金に係る金銭及び前条各号に掲げる金銭（以下この条において「保険金等」という。）を法第六条第四項第二号八に規定する頭金等その他次条に定める金銭の支払に充てようとするときは、当該契約に基づく保険金等の支払は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一～三 （略）

2 第十四条第二項の規定は、前項の住宅（持家として取得するものに限る。）について準用する。

（満期返戻金等の支払の方法）

第十四条の十六 勤労者が、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金に係る金銭及び前条各号に掲げる金銭（以下この項において「満期返戻金等」という。）を法第六条第四項第三号八に規定する頭金等その他次条に定める金銭の支払に充てようとするときは、当該契約に基づく満期返戻金等の支払は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一～三 （略）

2 第十四条第二項の規定は、前項の住宅（持家として取得するものに限る。）について準用する。

○ 勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）（抄）

（住宅の要件）

第一条の十四 令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、

経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

- 一 床面積が五十平方メートル以上であること（勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が次に掲げるいずれかのものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること。）
  - イ 令和五年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認（口において「建築確認」という。）を受けたもの
  - ロ 租税特別措置法第四十一条第二十一項各号に掲げるものであつて、令和六年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間に建築確認を受けたもの
- 二・三 （略）

（増改築等の要件）

第一条の十四の二 令第十四条の二の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一・二 （略）
- 三 当該工事をした住宅の床面積が五十平方メートル以上であること。
- 四 （略）